

保護者各位

蒲郡市こども健康部子育て支援課

児童クラブ利用手数料について

児童クラブ利用手数料は、蒲郡市手数料条例第2条別表により、下記の金額となります。

放課後児童 健全育成	児童クラブ利用手数料	児童1人1月につき <u>4,000円</u> ただし、8月分は <u>7,000円</u> とする
---------------	------------	---

1 利用手数料納付と期限

- ・利用手数料の納付は、原則口座振替となります。蒲郡市指定金融機関(蒲郡市内に本店・支店・出張所のある金融機関)へ「口座振替依頼書」をご提出ください。
※口座振替の手続きがお済みでない方は、納付書を納期限の約2週間前に送付します。
- ・納付期限(口座振替日):毎月の末日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該月分の利用手数料を口座振替します。なお、スマホ決済での納付も可能になりました。詳しくは蒲郡市ホームページでご確認ください。

【令和6年度口座振替(納付期限)予定日】

4月分	令和6年4月30日(火)	5月分	令和6年5月31日(金)
6月分	令和6年7月1日(月)	7月分	令和6年7月31日(水)
8月分	令和6年9月2日(月)	9月分	令和6年9月30日(月)
10月分	令和6年10月31日(木)	11月分	令和6年12月2日(月)
12月分	令和7年1月6日(月)	1月分	令和7年1月31日(金)
2月分	令和7年2月28日(金)	3月分	令和7年3月31日(月)

- ・納付期限までに納付が確認できない場合、翌月に督促状を送付しますので、蒲郡市指定金融機関またはコンビニエンスストア等にて速やかに納付してください。
※支払い手続き上、二重納付となった場合は、原則該当月以降に充当します。
- ・利用手数料は条例改正により変更する場合があります。

2 月の途中での入退所の取扱い

月の途中で入所し、又は退所する児童の当該入所し、又は退所する月に係る児童クラブ利用手数料は、上記の表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、定める額とします。

- (1) 当該月の初日から15日までに入所する児童又は当該月の16日から末日までに退所する児童 一月分の額
- (2) 当該月の16日から末日までに入所する児童又は当該月の初日から15日までに退所する児童 一月分の半額

保護者各位

蒲郡市こども健康部子育て支援課

児童クラブ利用手数料免除申請について

児童クラブ利用手数料免除申請


児童クラブに入所する児童の属する世帯が下記(1)に該当するときは、利用手数料を免除することができます。

(1)対象世帯

- ・生活保護法による生活保護受給世帯
- ・当該年度分市民税非課税世帯
(ただし、4月分から6月分までの利用手数料については、前年度分市民税非課税世帯)
※令和5年1月1日時点、蒲郡市に住所がない場合は前住所地での市区町村長が発行する非課税世帯のわかる令和5年度分の証明書が必要になります。

(2)申請方法

免除を受けようとする保護者は、下記 QR コードを読み取り、申請してください。

<p>児童クラブ利用手数料免除申請</p> <p>※結果については、申請月の翌月にご自宅へ郵送いたします</p>	 <p>https://logoform.jp/f/jPIEn</p>
--	--

※令和6年6月以降に申請される方で、令和6年1月1日時点、蒲郡市に住所がない場合は、前住所地での市区町村長が発行する非課税世帯のわかる令和6年度分の証明書を添付してください。

(3)留意事項

- ・非課税世帯とは、世帯全員が非課税である世帯をいいます。
- ・非課税世帯でも児童クラブ利用手数料免除申請をしていない場合は利用手数料がかかります。
- ・未申告の方は非課税と判断できないため、該当世帯とは言えません。
- ・利用手数料免除は、申請月の翌月分から免除となります。遡っての手数料の返還はありません。
- ・免除の申請は毎年度していただく必要がありますのでご注意ください。